

資料 5

国における施策の検討状況について

(3月7日開催 障害保健福祉関係主管課長会議資料 抜粋)

2. 障害者手帳のカード化について

障害者手帳のカード化については、当事者から、これまでにも要望があったが、現行制度は手帳に情報を加筆していく仕様となっておりカード化の障壁となっていた。一方で、健康保険証のカード化などの時代の流れやマイナンバー制度の導入により自治体において必要な情報を効率的に取得できる環境が整いつつあることから、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳のカード化の検討に着手し、昨年10月の障害者部会において、手帳の様式が規定されている身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則を改正し、カード形式の手帳の交付を可能とする方針が了承された。

改正省令案では、これまで省令に規定されていた様式を削除し、手帳に記載すべき事項等を規定することとし、様式については別途障害保健福祉部長通知において規定する予定である。また、この通知において、カードの素材や偽造防止対策などの仕様を示す予定である。

なお、身体障害者手帳については、有料道路の障害者割引を受ける際に、手帳の備考欄を使用して証明事務を行っていると承知しているが、カード形式の手帳の場合、現在の証明方法では備考欄のスペースが足りなくなることが想定される。このため、現在よりも省スペースで証明事務が行えないかを国土交通省及び有料道路事業者と調整中であり、詳細が決まり次第、別途周知する。

改正省令の施行は4月を予定しており、これ以降カード形式の手帳の交付が可能となるため、各自治体において障害者手帳のカード化についての積極的な検討をお願いしたい。

障害者手帳のカード化に係る省令等の整備

- 手帳の様式が規定されている省令を改正し、カードでの交付を可能とする。
- 紙及びカードの様式例は障害保健福祉部長通知において規定。

「身体障害者福祉法施行規則」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」の改正内容

- ① 身体障害者福祉法施行規則
 - ・第5条の身体障害者手帳の記載事項から「本籍」及び「補装具費の支給に関する事項」を削除。
 - ・別表第4号の様式を削除。
 - ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則
 - ・第25条に規定されていた別記様式第3号を削除。
 - ・変わって第25条に精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項を規定。
- ➡・手帳の様式は、省令ではなく障害保健福祉部長通知において規定。
・通知は技術的助言という位置付けであるため、自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能。

障害保健福祉部長通知の主な内容

【手帳の様式】

- ▷ 省令の改正を踏まえた紙の様式と、新たにカードの様式を例示。
- ▷ 当事者が希望する場合はカードでの交付も可能とする。
※ カードを導入するかどうかは自治体の判断であり、カードでの交付を義務付けるものではない。
※ 療育手帳については、すでにカードでの交付が可能である旨を改めて周知。

【カードの仕様】

- ▷ プラスチック等の耐久性のある材料を用いること。
- ▷ 潜像、特殊形状スクリーン、パールインキ等の偽造防止対策を施すこと。
- ▷ 備考欄及び有効期限の更新は、手書きでの記載や押印が可能な加工を施すこと。
- ▷ カードの縁に切り欠きを入れる、点字シールを貼るなど、視覚障害者が触ってわかるような仕様とすること。

【身体障害者手帳の障害名の記載方法】

- ▷ 現在は傷病名+障害の程度を記載することとなっているが、プライバシーへの配慮を求める声があることや、記載スペースが狭くなることに鑑み、視覚障害、聴覚障害等の障害種別ののみの記載で足りることとする。

6 平成 30 年の地方からの提案に関する対応方針について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014 年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）のうち、障害保健福祉部関係の内容は次頁の通りであり、対応方針に基づき隨時措置を実施することとする。

なお、対応方針のうち、2018 年度中に措置、又は検討・結論を得るとするものについては、以下のとおり対応予定であり、ご承知おき頂きたい。

- 精神医療審査会の開催・議決について、予備委員の確保等に関する取組事例を周知
(対応方針)
平成 30 年度障害保健福祉部全国主幹課長会議において、予備委員の確保等に関する取組事例を周知する。
※ 本会議資料（精神・障害保健課分）の項目 5 「精神医療審査会について」を参照。
- 児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付決定が可能であることを明確化し、その旨を周知する方向で検討・結論
(対応方針)
2018 年度内に、児童相談所を設置している中核市においても療育手帳の交付決定が可能である旨明確化する通知を発出予定。
また、通知の発出に当たって、中核市の長から療育手帳の交付がなされた場合でも手帳取得者の税制上の措置の適用が変わらないよう、財務省において関係政省令を改正予定。

(○)地方分権について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定。以下「対応方針」という。)のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき随時措置を実施。(※)平成29年以前の提案で、30年内に措置されたものは除く

2018年度中に措置、又は検討・結論を得るとするもの

- 精神医療審査会の開催・議決について、予備委員の確保等に関する取組事例を周知
(今後の対応方針)
平成30年度障害保健福祉部全国主幹課長会議において、予備委員の確保等に関する取組事例を周知する。
※本会議資料(精神・障害保健課分)の項目5「精神医療審査会について」を参照。
- 児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付決定が可能であることを明確化し、その旨を周知する方向で検討・結論
(今後の対応方針)
2018年度内に、児童相談所を設置している中核市においても療育手帳の交付決定が可能である旨明確化する通知を発出予定である。
また、通知の発出に当たって、中核市の長から療育手帳の交付がなされた場合でも手帳取得者の税制上の措置の適用が変わらないよう、財務省においても関係政省令の改正を行う予定である。

2019年中に措置するもの

- 精神通院医療の支給認定事務のうち、申請者の所得区分情報の審査に係る確認事務について、事務処理特例により市町村が処理することの効果・課題等を整理し、周知(2019年中)
- 個人番号の記載を義務付けている以下の受給者証等の再交付申請手続について、個人番号の記載の省略(2019年中)
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則における障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証、療養介護医療受給者証
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則における精神障害者保健福祉手帳

(参考)対応方針
個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に規定する障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証及び自立支援医療受給者証並びに療養介護医療受給者証
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に規定する精神障害者保健福祉手帳

2019年以降に検討・結論を得るとするもの

- 自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証について、性別の記載を削除することについて検討・結論(2019年中)
- 放課後等デイサービスの利用対象児童について、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえて検討・結論(2019年度中)

(参考)対応方針
放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2019年以降に検討・結論を得るとするもの

- 障害者支援施設等に対する施設監査について、監査事務を効率化する方向で検討・結論(2019年度中)
(参考)対応方針

障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 身体障害者手帳の再交付申請について、個人番号の記載の省略を検討・結論(2019年内)
(参考)対応方針

身体障害者福祉法施行規則において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 重度訪問介護について、常時介護を必要とする障害者の在宅就業支援の在り方を検討・結論（2020年度中）
(参考)対応方針

重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

その他

- 障害福祉サービスの事業等の基準等省令の今後の改正に当たって、早期に関連情報を提供し、公布するよう配慮

9 第6期障害福祉計画等について

都道府県や市町村は、国が定める基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとなっており、現在、平成30年度を初年度とする第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の期間中である。

平成31年度は、国において第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（以下「次期計画」という。）の策定にかかる基本指針を定める予定としている。

都道府県、市町村においては、これまでの計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていただきたい。

なお、次期計画に係る基本指針を定めるに当たり、都道府県、市町村に各種照会を行う予定なので、ご承知おき願いたい。

障害福祉計画及び障害児福祉計画について

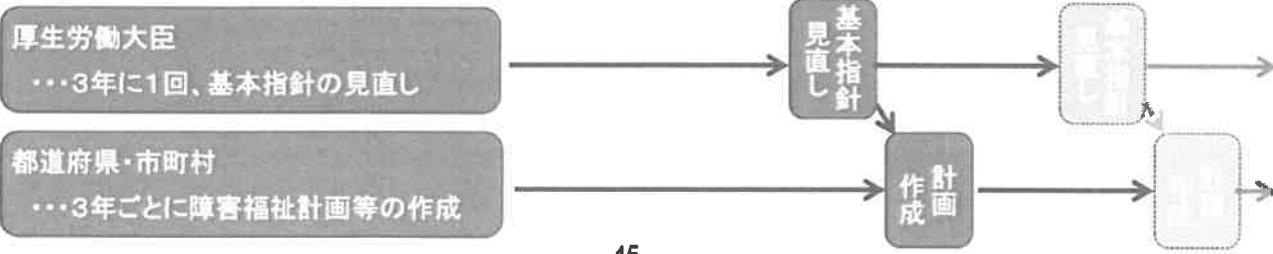
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。（平成18年6月26日告示）
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（30～32年度）を作成するための基本指針は平成29年3月31日に告示
- 次期計画に係る基本指針は、平成31年度中に見直し、告示する方向で作業を実施。

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間（現） 30年度～32年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



2 就学前の障害児の発達支援の無償化について

(1) 概要

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）においては、「3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」とこととされており、2019 年 10 月からの実施に向けて検討を進めてきたところである。【関連資料 1】

就学前の障害児の発達支援の無償化の概要については以下のとおりであることから、10 月から円滑に実施されるよう必要な予算計上等の対応をお願いするとともに、各都道府県においては、改めて管内の市町村等に対して周知徹底を図られたい。【関連資料 2】

① 対象期間

満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間

② 対象施設

- ・児童発達支援事業所
- ・医療型児童発達支援事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・保育所等訪問支援事業所
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

※ 幼稚園、保育所又は認定こども園と上記対象施設における発達支援を併用する場合は、ともに無償化の対象となる。

※ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても無償化の対象となる。

※ 基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も無償化の対象となる。

※ 措置による場合も無償化の対象となる。

③ 財政措置

現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、一般財源により対応することとなる。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行うこととなる（国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費：国 1/2、都道府県 1/2）。

さらに、初年度に要する周知費用（1 億円）及びシステムの改修経費（22 億円）については、別途国庫補助を予定している。

(2) 具体的な事務

就学前の障害児の発達支援の無償化後の、各自治体及び各事業者等の主な事務は以下のとおり。【関連資料3】

①自治体の事務

- ・ リーフレットの配布、ポスターの配布及び掲示等並びに事業者等に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・ 無償化の対象となる障害児に係る受給者証の更新時において、新たな受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載する。

②事業者等の事務

- ・ リーフレットの配布、ポスターの掲示及び保護者に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・ 受給者証に記載されている生年月日を確認する等して、無償化の対象となる児童を把握する。

障害児の発達支援に係る閣議決定事項等

○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）

1. 幼児教育の無償化

（具体的な内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供達の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。（略）

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。（略）

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抄）

1. 人づくり革命の実現と拡大

（1）人材への投資

① 幼児教育の無償化

（略）

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方も無償化の対象とする。（略）

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

○幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日）（抄）

4. 就学前の障害児の発達支援

○ 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。¹⁹具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する。²⁰また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする。²¹

19 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの割合と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

21 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

関連資料 2

事務連絡
平成 30 年 12 月 28 日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る方針について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」こととなっており、2019 年 10 年からの実施に向けて検討を進めてきたところ、本日、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合が開催され、別添のとおり合意されました。

就学前の障害児の発達支援の無償化については、下記のとおりとなりますので、都道府県、市区町村におかれましては、必要な予算計上等の御対応をお願いするとともに、都道府県におかれては、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村（特別区を含む。）に御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象期間

満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間

2. 対象施設

- ・児童発達支援事業所
- ・医療型児童発達支援事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所

- ・保育所等訪問支援事業所
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

※幼稚園、保育所又は認定こども園と上記の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。

※障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても対象となります。

※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。

※措置による場合も無償化の対象となります。

3. 財政措置

就学前の障害児の発達支援の無償化については、現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、消費税財源ではなく一般財源により対応することとなります。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行っていただくこととなりますので御留意ください（国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4、障害児入所給付費：国1/2、都道府県1/2）。

さらに、無償化の実施に当たって初年度に要する周知費用及びシステムの改修経費については、別途、国庫補助を予定しており、今後、詳細が決まり次第、速やかに御連絡します。

参考：「障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて（案）」

「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合
(平成30年12月28日) 会議資料」

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

Tel : 03-5253-1111 (内線 3037)

14 発達障害支援施策の推進について

(1) 発達障害の診断待機解消の促進について

発達障害の診断待機を解消する観点から、平成30年度から実施している「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」に、平成31年度から「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」を新たに加えて、「発達障害診断待機解消事業」として地域生活支援事業の促進事業において実施する。新たに実施する「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」においては、診断待機を解消するため、アセスメントの強化を目的としており、

- ・ 発達障害の診断を行っている医療機関（診断医療機関）にアセスメントが可能な職員を配置する
- ・ アセスメント機能を外部に委託し、その結果を、診断医療機関に引き継ぐ
- ・ 診断医療機関にケースワーカー等を配置し、保健センター、保育所、児童発達支援事業所等に聞き取りを行い、診断医療機関の診断の参考とする等を実施し、診断待機の解消を図る。

また、事業実施自治体は、あわせて効果検証を行うこととする。都道府県、指定都市におかれては、積極的な取組をお願いしたい。【関連資料1】

(2) 家庭・教育・福祉の連携について

平成30年3月の家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告においては、教育と福祉が連携し、家庭への支援を行うことが重要であるとしているため、平成31年度から地域生活支援事業の中に「家庭・教育・福祉連携推進事業」を創設した。

本事業において、市町村に「地域連携推進マネジャー」を配置し、各地方自治体の教育委員会、福祉部局及び学校、障害児通所支援事業所等の関係者が一同に集う場の設置や教育・福祉の両制度を理解するための合同研修等を行う費用に対して補助を行うこととしている。

市町村においては、教育と福祉が連携し、家庭へ適切な支援をとどけるため、積極的に事業の活用をお願いしたい。【関連資料2】

(3) 「世界自閉症啓発デー」について

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2019・日本実行委員会において、「セサミストリート」の自閉症の特性があるキャラクターである「ジュリア」とその友達の「エルモ」、「クッキーモンスター」を起用した啓発ポスター、フライヤー、リーフレット

を作成し、2月から各自治体への配布している。

また、世界自閉症啓発デー実行委員会のホームページに掲載しているので、各自治体におかれても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による積極的な普及啓発をお願いしたい。

(参考) 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載

【関連資料3】

（4）母子保健との連携について

発達障害者支援法においては、発達障害の早期発見、早期支援が重要であることが明記されており、各地方自治体の障害福祉部局と母子保健部局との円滑な連携が求められている。

発達障害の早期発見については、総務省からの「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成29年1月）もあり、現在、早期発見の好事例の収集及び精査を厚生労働省において行っているところであり、取りまとめ次第各地方自治体の及び障害福祉部局及び母子保健部局へと周知する予定である。

既に各地方自治体においては、地域の実情に合わせた連携方策が実施されているところではあるが、引き続き発達障害の早期発見、早期支援に向けた取組をお願いしたい。

(案)

障発※※第※号
平成※年※月※日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

発達障害診断待機解消事業の実施について

地域における発達障害の診断に係る診断待機を解消するため、「発達障害診断待機解消事業」実施要綱を定め、別紙のとおり平成※年※月※日より適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれでは、適切な事業実施にご協力願いたい。

(別紙)

発達障害診断待機解消事業実施要綱

1 目的

地域における発達障害の診断待機を解消するため、発達障害のアセスメントの強化を行う「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」及び専門的な医機関を中心としたネットワークを構築し、地域の医療機関に対して実地研修等を行う「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を実施することで、発達障害を早期に診断する体制を確保する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、都道府県が本事業を実施する場合、管内指定都市の状況も鑑み実施することが望ましい。

I 発達障害専門医療機関初診待機解消事業

（1）事業内容

都道府県等は、発達障害の診断を行っている医療機関（以下「診断医療機関」という。）が行っている発達障害のアセスメント等について、当該医療機関にアセスメントを行う職員を配置またはアセスメントを外部へ委託するなど、アセスメントの強化を行う。具体的には、以下の①及び②の事業について取り組むものとする。

① アセスメント強化

都道府県等は、以下の（ア）、（イ）、（ウ）のいずれかまたはすべてを実施することができる。

（ア） 診断医療機関に発達障害のアセスメントが可能な職員（以下「アセスメント対応職員」）を配置し、当該医療機関のアセスメントの強化を行い、円滑な診断につなげること。

なお、アセスメント対応職員の選定は、都道府県等または診断医療機関の判断により適切なアセスメントが可能な職員とすること。

（イ） 診断医療機関において実施している発達障害のアセスメントについて地域の児童発達支援センターや発達障害者支援センター等のアセスメントが可能な機関（以下「アセスメント機関」）に委託

し、実施する。受託したアセスメント機関は、アセスメントを実施し、当該情報について診断医療機関に適切に引き継ぐこと。

なお、アセスメント機関の選定は、都道府県等の判断により適切なアセスメントが可能な機関とすること。

(ウ) 診断医療機関にケースワーカー等を配置し、市町村の保健センター、保育所、幼稚園、児童発達支援事業所、学校等の子どもが通う施設に出向き、診断医療機関に対して、情報提供や行動観察等を依頼し、情報提供を求める。これを診断医療機関、アセスメント機関、アセスメント対応職員等に情報提供することにより、アセスメントの参考情報とすること。

② 効果測定

都道府県等は、①をどのような方式で実施し、それにより当該地域の発達障害の診断待機の状況がどの程度改善されたのか。また、どのような課題があり、今後改善するためにどのようなことを実施すべきか等について、有識者等を加えた検討を行い、報告書をまとめ、厚生労働省に提出すること。

(2) 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業との関係

Ⅱに掲げる発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業と併せて本事業を実施することで、都道府県等の発達障害に関する拠点となる医療機関に配置する発達障害医療コーディネーターを活用し、アセスメント機関を紹介するなど効率的な実施が可能となる。

(3) 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

- ① 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用
- ③ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

II 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

(1) 事業内容

都道府県等は、発達障害について高度な専門性を有する医療機関を地域の

発達障害に関する医療機関の拠点（以下「拠点医療機関」という。）として選定し、以下の①から④の事業全てに取り組むものとする。

① 人材育成・実地研修

(ア) 拠点医療機関において、地域の医療機関の医師や看護師等の医療従事者（以下「医師等」という。）を受け入れ、専門的技術に関する研修及び検査やリハビリ等を含む診療等（以下「診療等」という。）への陪席を実施する。

(イ) 地域の医療機関に拠点医療機関の医師等が出向き、診療等に対する助言・指導、その他の支援を行う。

② 情報収集・提供

(ア) 地域の発達障害の診療等を行う医療機関に関する情報（診療内容、待機状況等）を収集する。

(イ) 受診を希望する当事者とその家族に対し地域の診療可能な医療機関について情報提供を行う他、市町村、保育所、学校、障害児支援や障害福祉サービス事業所に対し地域の適切な医療機関の紹介等を行う。

③ ネットワーク構築・運営

拠点医療機関が中心となり地域の発達障害の診療等を行う医療機関同士の会議体を構成し、定期的な意見交換や研修等を実施する。

④ 発達障害医療コーディネーターの配置

上に掲げた①②③を実施するため、拠点医療機関等に発達障害医療コーディネーターを配置する。

(2) 拠点医療機関の選定

① 発達障害に関して専門的な検査、診断、専門療法、リハビリテーション等を実施している医療機関を都道府県等において選定することとする。

② 予算の範囲内において、2カ所以上選定することも可能とする。
(例：小児期、成人期等の年齢や地域の広域性に応じて選定)

③ 拠点医療機関の選定に際しては、発達障害の専門性だけでなく、(3)に掲げる事業を実施するための業務体制等も勘案すること。

④ なお、拠点医療機関は都道府県等の許可を得て、他の医療機関に事業の一部を委託することができる。

(3) 発達障害医療コーディネーターの業務

(1)に掲げる事業を実施するため、医療機関同士や医療機関の地域の関

係機関、当事者とその家族との調整を行う。この他、拠点医療機関において研修を受講した医療機関のリストを作成する等本事業の実施に際して必要となる取組を行う。

(4) 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

また、拠点医療機関での実地研修を行う際に、地域の医療機関の医師を派遣することとなるが、その際の地域の医療機関に対する補償についても、対象経費とすることができる。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

- ① 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用
- ② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用
- ③ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

※地域生活支援事業実施要綱（案）抜粋

（6） 家庭・教育・福祉連携推進事業

ア 目的

市区町村において、家庭への身近な支援を行うための教育・福祉連携施策を実施することにより、地域で教育と福祉が連携した切れ目ない支援を行うことを目的とする。

イ 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

ウ 事業内容

教育・福祉の連携施策を実施するため、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事業のうちいずれかの事業について取組を実施する。また、（エ）の事業については必須とする。なお、複数の事業に取り組むことも可能とする。

（ア） 教育・福祉連携推進策の実施

教育と福祉の連携のため、各地方自治体の教育委員会、福祉部局及び学校、障害児通所支援事業所等の関係者が一同に集う場の設置や障害福祉制度の周知を図るための関係者の合同研修等を実施する。

（イ） 保護者支援施策

各地方自治体の相談窓口を整理したハンドブックの作成や積極的な情報提供など教育と福祉が連携した保護者支援施策を実施する。

（ウ） 地域連携推進マネジャーの配置

（ア）、（イ）の事業を実施し、地域生活の向上を図るために地域連携推進マネジャーを配置する。

（エ） 報告書の作成

（ア）から（ウ）までの事業を実施し、教育と福祉の連携に関する課題やそれに対する対応策などの報告を行う。

エ 留意事項

本事業に係る国庫補助金は、教育と福祉が連携するためのスタートアップの費用として活用することを想定しているため、3年以内の支給とする。

世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むよう注意喚起するよう要請する。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。
- 平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

＜啓発ポスター＞

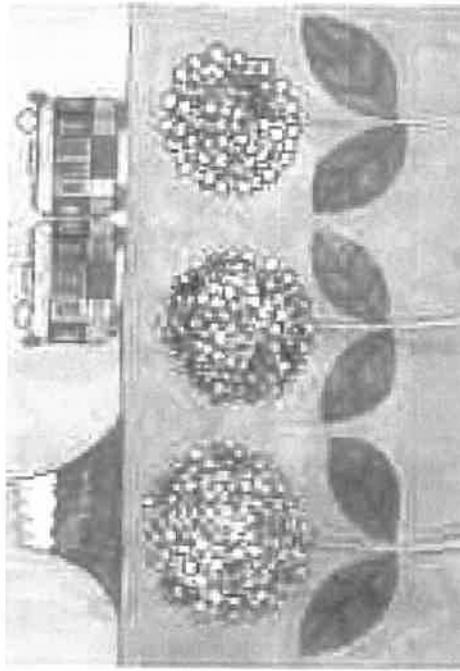


発達障害啓発週間 4月1日～8日

みんな
ともだち



今年4月2日は、世界自閉症啓発デー



世界メアセーフの森

